

明星大学における研究活動及び研究費の適正な管理・運営を行うための基本方針

2015 年 4 月 1 日 制定
(2023 年 4 月 1 日 改正)

学長（最高管理責任者）

明星大学（以下「本学」という。）は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正 文部科学大臣決定）に基づき、本学における研究活動及び研究費の適正な管理・運営（以下「研究活動等の管理・運営」という。）を行うための基本方針を以下のとおり定める。

1. 教育目標である「生涯にわたり自律的に学び続け、みなと協働して幸福を生み出していく人の育成」に向け、あらゆる研究活動等の管理・運営における責任体系を明確化し、教職員に周知するとともに社会に対して公表する。
2. 研究活動等における行動規範を定め、全学的に周知徹底することで研究活動に関わるすべてのもの（研究者等）に適正な研究活動等に関する意識の向上を図る。
3. 研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等を誘発する要因を除去できるよう、防止計画を策定・実施するとともに研修会等を計画的に実施する。

なお、本基本方針は、上記 3 項目の実効性を確保するため、学内の状況及び社会環境等を踏まえて柔軟に見直しを行う。

以上